

人員搬送車の購入仕様書

令和7年度事業

奈良県広域消防組合

人員搬送車の購入仕様書

第1 総則

1 目的

この仕様書は、奈良県広域消防組合（以下「発注者」という。）が購入する人員搬送車（以下「車両」という。）の艤装、性能等について必要な事項を定めるものとする。

2 納入場所等

- (1) 納入場所 奈良県五條市今井4丁目3-23
奈良県広域消防組合 五條消防署
※納入場所は変更となる場合がある

- (2) 履行期限 令和8年3月31日

- (3) 納入台数 1台（装備品、付属品含む。）

3 艤装条件及び規格

車両は、本仕様書を満足し、「道路運送車両法」（昭和26年6月1日法律第185号）及び「道路運送車両の保安基準」（昭和26年7月28日運輸省令第67号）及びその他の関係法令の規格に適合し、かつ、緊急自動車として承認が得られるものであること。

4 製作上の疑義等

- (1) 受注者は、発注者が行う提出図書の審査を受け、承認を得た後でなければ車両艤装に着手してはならない。
- (2) 本仕様書に明記されていないものは、受注者の標準仕様によるものとする。
- (3) 受注者は、受注後における標準仕様の変更、又は本仕様書に疑義、変更を生じたときは、発注者の解釈に従うものとする。

また、本車両製作にあたり工業所有権その他の法令に抵触する問題が生じたときは、受注者においてこれらの問題解決を行うこと。

5 提出書類等

- (1) 受注者は、製作に先立ち、発注者と車両の仕様等、製作上の細部にわたる協議を行い、契約後30日以内に次の書類及び図書を提出し、発注者の承認を得ること。

- ア 製作工程表
- イ 諸元明細表
- ウ 使用シャシカタログ
- エ その他発注者が指示するもの。

- (2) 受注者は、車両の納入に際して、次の書類及び図書等を提出すること。

- ア 自動車検査証
- イ 緊急自動車指定証
- ウ 各種保証書
- エ 自動車取扱説明書
- オ 装備品、付属品一覧表及び取扱説明書

カ 写真（車両登録後の外観5面写真）

キ その他発注者が指示するもの。

6 検査

受注者は、次の検査に合格しなければならない。

なお、当検査において不適と認められた箇所、部品等については無償で交換、改修を行うものとする。

(1) 中間検査

製作工程表に基づき、発注者が必要と認めた場合、受注者の製作工場にて担当者立会いのもと、次の検査を受けること。なお、中間検査の期限は、履行期限の1か月前までとする。

ア 製作工程表に基づく進行状況検査

イ 装備品及び付属品の装着、架装検査

ウ 車体の外観(塗装)検査

エ その他、発注者が必要と認める検査

(2) 完成検査

令和8年2月末日までに新規登録検査手続きを完了し、次の検査を受けること。

ア 車体の外観、仕上げ（指定文字等）検査

イ 装備品及び付属品の装着、架装検査

ウ 各種装置等の機能検査

エ 中間検査時の指示事項に基づく検査

オ その他、発注者が必要と認める検査

7 その他

(1) 車両は、受注者において近畿運輸局奈良運輸支局が行う新規登録検査手続きを完了したものを納入すること。なお、これらに係る費用については受注者の負担とすること。

(2) 登録に要する諸経費のうち、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及びリサイクル手数料については、別途請求すること。

(3) 保証期間は、納入後1年間（メーカー保証のあるものはその期間）とする。ただし、保証期間後であっても設計・製作及び材料等に起因する不具合によって生じた問題については、受注者が無償で修復、交換等すること。

(4) 艀装及び車両の移動にあつては、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合は速やかに発注者に連絡するとともに、その事故等について一切の責任を負うこと。

(5) 受注者は既存車両について下記の手続きを行うこと。なお、これらに係る一切の費用については受注者の負担とする。詳細については別途指示する。

ア 一時抹消登録

イ 緊急自動車届出の返納

(6) 納入時は、燃料を満載とすること。

第2 仕様

1 一般事項

- (1) 車体の構造は、堅牢で耐久性が十分であること。
- (2) 各装置の取付けについては錆びにくい材質を使用し、脱着修繕等が可能な物とすること。
- (3) 車体は、登録された車両総重量の状態において、十分に耐えうるものであること。
- (4) 製作に使用する全ての材料は、J I S規格及び消防規格に基づき精選されたものを使用すること。

2 シャシ仕様

- (1) シャシは次の車名の内からいずれかを選定すること。

- ア ニッサン セレナ
- イ トヨタ ノア又はヴォクシー
- ウ スズキ ランディ
- エ ホンダ ステップワゴン

※上記車種以外を選定しようとする場合は、同等品承認申請期間中に同等品承認申請書を発注者に提出し、承認を得ること。なお、承認を得ない物品の納入は認めない。

- (2) 乗車定員は8名とする。
- (3) 駆動方式は4輪駆動とする。
- (4) 変速機は無段変速オートマチックトランスミッションとする。
- (5) 総排気量は2,000cc以下とする。
- (6) 使用燃料は無鉛レギュラーガソリンとする。
- (7) ラジアルタイヤを着装すること。(国内メーカー製とする。)
- (8) 装備品、付属品
 - ア 別表1のとおりとする。
 - イ 上記ア以外の装備品及び付属品は、シャシメーカーの標準仕様とするが、シャシ標準で装備されているものは、全て付属すること。

第3 艀装

1 警告装置

- (1) 車両ルーフ上前方部に散光式赤色警光灯(LED式)を設置すること。
- (2) 車両前部フロントグリル付近の左右に、赤色点滅灯(LED式)を2個設置すること。
- (3) 上記(1)及び(2)の作動スイッチは運転室内に設置し、1つのスイッチで全てが点灯、消灯することができる構造であること。なお、減光機能等のスイッチも別に設けること。
- (4) 電子サイレンアンプをキャビン内部の操作が容易な位置に設置し、電源はエンジンキー(ACC)に連動するものとする。また、ダッシュボード上等に設置する場合は、本体及び配線等がむき出しにならないように、隠蔽配線又はカバー等を設け体裁よく仕上げるものとする。
- (5) 電子サイレンアンプの機能として、次のものを備えること。

- ア 緊急車両広報音声案内及びスイッチ
- イ 方向指示器連動音声案内
- ウ 広報用マイク（キャビン内部の操作が容易で活動に支障がない位置に取り付け。）

2 車載無線装置

車載無線装置は、発注者の指定する装置を設置すること。設置が必要な機器等は下表のとおり。

車両名	既存（撤去）機器	新規設置機器	備考
五條702	設置なし	高機能無線機	

以下、撤去・設置工事における留意点は下記のとおりとする。

- (1) 新規設置を行う高機能無線機は、発注者が支給する高機能無線機を設置すること。
- (2) 当該機器の設置工事は、発注者が締結した消防救急デジタル無線設備工事請負契約に基づく契約不適合責任を負っている日本電気株式会社関西支社（以下「NEC」という。）が施工するものとする。
- (3) 車載無線装置は、以下のとおりとする。なお、以下の配線工事は、NECが施工するものとする。ただし、艤装に係る部分の内部等に配線工事が必要な場合は、受注者とNECが十分協議のうえ、いずれかが施工するものとする。

ア 無線操作部

無線機本体から無線操作部まで（無線操作部分離）

イ アンテナ同軸ケーブル

無線機本体からアンテナまでとし、その間の必要な位置に空中線共用器を設置するものとする。

ウ 車内スピーカーから無線機本体までのケーブル

エ +B電源、GND

車載無線装置本体から車両バッテリーまで。

端子台を設ける場合は車両バッテリーから直接端子台まで配線すること。

オ ACC電源

車載無線装置本体から端子台まで及びGPSユニットから端子台まで。

カ GPSユニット

GPSユニットから無線機操作部まで。

キ GPSアンテナケーブル

GPSアンテナは車内設置とし、GPSユニットまでのケーブル含む。

ク 車速パルス、バック信号

GPSユニットから端子台まで。

ケ デジタル用空中線共用器

コ 低電圧モジュール

サ その他必要な配線

- (4) 車内スピーカー（第一電波工業製P810）については、受注者が別途調達し、新規に設置すること。

(5) デジタル用2基及びアナログ用1基のアンテナは新規設置とする。

その際デジタル用アンテナは1/2λエレメントを使用すること。アナログ用アンテナは1/4λエレメントで可とする。

(6) 設置工事に際し、消耗品、保護材等については別途調達し、その費用についても受注者が負担すること。

(7) 当該機器の取付け時期及び施工方法は、3者（発注者、受注者、NEC）にて十分協議し施工すること。

(8) 各機器の詳細な取付け位置等は、発注者が別途指示するものとする。

3 塗装及び記入文字

(1) ボディはバンパー部を含め、全て消防用朱色塗装（モリタレッド）とすること。ただし、フロントグリル等メッキ部分についてはこの限りでない。

(2) 記入文字については次のとおりとする。なお、各文字については白色カッティングシートを用いること。

ア 車両左右側面及び後面の3箇所に、「奈良県広域消防組合」と記入すること。記入文字は、丸ゴシック体で一文字8cm角を基本とする。

イ 車両前部ドア下部の両面及び車両前後部の4箇所に車両無線呼出名称を記入すること。記入文字は別表2のとおりとし、文字の大きさ等は丸ゴシック体で一文字8cm角を基本とする。

ウ 記入文字の貼付位置については別表2のとおりとし、詳細については別途指示する。

4 その他

(1) バッテリーは全ての電装機器等を同時に使用しても十分な容量を確保すること。

(2) 自動車用ABC粉末消火器（4型）を車内の後部付近にブラケットにて取付けること。詳細な取り付け位置は別途指示する。

(3) 各機器、付属品等の取り付けについては、特に指定がない限り、別途打ち合わせのうえ、発注者の指示した位置、方法で設置すること。

第4 業務の完了

納入時及び納入後に、指示した書類及び図書等を提出した後、発注者が実施する完成検査（無線関係の検査を含む。）に合格したことをもって業務の完了とする。

第5 支払条件

業務の完了後、発注者が適法な請求書を受理した日から30日以内に受注者が指定する口座に振り込むこととする。

別表1

装備品及び付属品

(1) 装備品

品 名	数量	備 考
散光式赤色警光灯	1 式	<ul style="list-style-type: none"> ・パトライト：AZS-M1LNFR-RR-51N ・名古屋機械：XB12-B3A50 ・ウイレン：CVS8R920 又は同等品
赤色点滅灯	2 式	<ul style="list-style-type: none"> ・パトライト：LPT-1M1-R ・ウイレン：LIN3B 又は同等品
サイレンアンプ	1 式	<ul style="list-style-type: none"> ・パトライト：SAP-520FBV・SDM-10A ・大阪サイレン：TSK-D151・MC-D1L 又は同等品
自動車用ABC粉末消火器	1 式	4 型（ブラケット取り付け）
カーナビゲーション	1 式	メモリーナビ又は同等品で最新型 2 DIN タイプのものとし、電子チューナーラジオ機能を有するものとする。 機能を有しない場合は、電子チューナーラジオを別途取り付けるものとする。 画面サイズは、7 型以上とする。 テレビを視聴できない仕様とする。
バックアイカメラ	1 式	バックギヤ連動
ドライブレコーダー (前後カメラ)	1 式	ドライブレコーダーはパソコン (Windows Media Player) で画像及び音声の再生が可能なものとし、日本製で最新型のものとする。 (SD カード付属 16GB 以上)
サイドバイザー	1 式	純正品。開放可能な窓の全部
車内スピーカー	1 個	第一電波工業製 P 8 1 0
ナンバープレート	1 式	希望ナンバー

(2) 付属品

品 名	数量	備 考
タイヤチェーン	1 式	2 輪分
車輪止め	2 式	岩崎製作所 20SD00R-S

自動車用緊急用三角表示板	1 式	
フロアマット	1 式	全席分
スタッドレスタイヤ	1 式 (4 本)	国産品に限る。ホイール付
スペアタイヤ	1 本	ホイール付 (ホイールキャップ付属) ※スペアタイヤの選択設定が無い車種に限っては、タイヤ応急修理キットの積載による代用を可とする。
標準工具	1 式	メーカー純正品
非常信号用具	1 個	法令適合品

※本別表において、メーカー、型式の記載がある資機材に関しては同等品を指定することができる。なお、車両を製作する過程で、発注者と協議を行い、承認を得たうえで変更を行うことは可能とする。

※発注者との協議で承認を得られなかった製品の納品は認めない。このため、当該同等品が本契約案件の契約締結において必要不可欠となるような物品である場合は、入札前に同等品承認申請を行い、事前に承認を得ること。

別表 2

車両無線呼出名称

No.	消防署名	車両無線呼出名称
1	五條消防署	五條 7 0 2

例 記入文字貼り付け位置

